



# 利用者の人権擁護 と 実習リスクマネジメント

中部学院大学人間福祉学部教授・元岐阜県社会福祉士会会長

宮嶋 淳 (みやじま じゅん)



# 本日の内容

1. 即戦力化が期待される実習
2. ステイクホルダーを意識した実習受入システム
3. 合意形成のためのレディネス・アセスメント
4. トリセツ！実習における個人情報
5. 社会福祉士をめざす学生の変化に対応したリスクマネジメント
6. 「教育に含むべき事項」を2か所で網羅する

# 即戦力化が期待される実習

新版テキスト pp45-55

- 実習経験が進路選択に影響 – 拮抗する是非（表2-1）
- 養成校 と 受入れ組織との信頼関係 – 使命感を共有できているのか

図2-3 にあるような養成校のシステムが機能しているのか

確認すべきこと=表2-5(p59)

- 実習指導者 と 経営者、実習受け入れ各部署、受け入れ関連部署 – 使命感を共有できているのか
- 実習は複数のシステムの重層化された中で行われる（図2-4）
  - ① 実習施設・機関
  - ② 養成校
  - ③ 実習生
  - ④ クライアント
  - ⑤ ステークホルダー(社会)

# ステイクホルダー(あらゆる利害関係者)を意識した 実習受入システム

新版テキスト pp56-60

- 図 2-8

- 二次的実習受け入れ組織

- 他の実習受け入れ先

従来

第三者評価

業務監査

施設の社会化

社会福祉法人の存在意義

# 合意形成のためのレディネス・アセスメント

新版テキスト pp61-66

- リスクが生じる前に相手の準備状況を評価する **－ レディネス・アセスメント**
- 養成校間で異なる手続きや条件
  - ① SNS対応 ② 単位認定 ③ 災害・パンデミック ④ ハラスメント対応
  - ⑤ 実習生の質 ⑥ 実習後指導

# トリセツ！実習における個人情報

## 新版テキスト pp67-72

- プライバシーの尊重の対象 — 利用者及びその家族等、ボランティア、ステークホルダー、職員、スタッフ、
- 死者に関する情報 — 2005年法改正により 死者の、存命である家族の情報の保護
- 要配慮個人情報という範疇 — 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、被害歴
- 実習記録の匿名化
- 2か所以上実習における実習先間の情報共有 — 評価情報を伝えること＝×

# 社会福祉士をめざす学生の変化に対応したリスクマネジメント

## 新版テキスト pp61-66

- 経験や認識不足学生、発達障害学生への対応 – 養成校と協議し、合理的配慮を
- 実習受入契約での論点と留意点 – 表2-13
- 評価と評価への協力 – 根拠としての「教育に含むべき事項」の活用  
養成校独自の2か所以上実習における評価のアレンジ方法の確認
- 実習生情報の養成校と複数実習先との共有の範疇 – ソーシャルワーク実習に必要な範囲

## 「教育に含むべき事項」を2か所で網羅する



- ①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
- ②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成
- ③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価
- ④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解
- ⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ
- ⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解
- ⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）
- ⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
- ⑨ソーシャルワーク実践に求められる技術の実践的理解
  - ・アウトリーチ・ネットワーキング・コーディネーション
  - ・ネゴシエーション・ファシリテーション・プレゼンテーション
  - ・ソーシャルアクション

### 新版テキスト pp73-86

- ・ 2か所実習ということ + 二次的実習受け入れ先 - 資料8
- ・ 到達点が、プロセス評価:職場→職種→ソーシャルワークではなく、リスト項目評価に

どのように評価するの？

何点取れたら、合格なの？